

平成22年京都府人事委員会の 「職員の給与等に関する報告・勧告」の概要

給与に関する報告・勧告

本年の勧告の骨子

月例給・ボーナスとも引下げ

月例給：給料表引下げ

ボーナス：年間0.20月分引下げ

年間給与 9.5万円（1.4%） 2年連続の引下げ

ボーナスが年間4月分を下回るのは、昭和38年度以来、47年ぶり

1 民間との給与較差に基づく給与の引下げ改定

月例給

公民較差 0.12%（481円）

（管理職員の給料月額カット後の
公民較差（実支給額）
0.10%（407円））

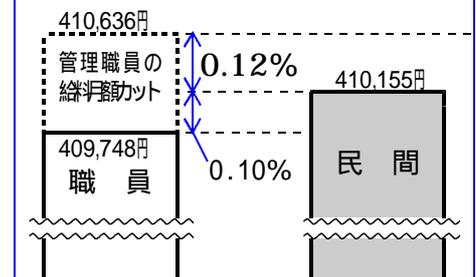


給料表の引下げ改定により較差解消

人事院勧告（40歳台以上を対象に引下げ）に準じた給料表の引下げ改定

（平均改定率 0.1%）

公民較差の状況



ボーナス

年間0.20月分引下げ（年間4.15月分 3.95月分）

2 その他

- 給与構造改革により抑制してきた昇給を若年・中堅層を対象に1号給回復措置（平成23年4月実施）＜人事院準拠＞
- 持家に係る住居手当を平成23年度において廃止することを報告

給与以外の勤務条件等に関する報告

1 職員の勤務条件等

- 総実勤務時間の短縮
- 健康の保持増進
- 仕事と育児・介護等の両立
- 非常勤職員の勤務条件

2 人事管理

- 人材の確保・育成
- 高齢期の雇用問題
- 公務員制度改革

（参考）府職員の平均給与額

勧告実施により年間給与は減額

| | 改定前 | 改定後 | 差額 | 平均年齢 |
|--------|---------|---------|------------------|-------|
| 平均年間給与 | 6,682千円 | 6,587千円 | 95千円減 (1.4%減) | 44.9歳 |

（注）管理職員の給料月額カット措置後の実支給額を基に算出

給与に関する報告・勧告

1 民間給与との比較

月例給

| | 民間給与 | 職員給与 | 民間給与との較差 | |
|----------------|----------|----------|---------------|---------------------|
| 給料カット措置がない場合 | 410,155円 | 410,636円 | 481円 0.12% | 職員給与が民間給与を0.12%上回る。 |
| 給料カット措置後(実支給額) | | 409,748円 | 407円 0.10% | 職員給与が民間給与を0.10%下回る。 |

備考 4月分給与について役職段階・年齢・学歴を同じくする者同士を比較(ラスパイレス比較)

(注) 行政職給料表適用職員と民間の事務・技術関係職種の従業員とを比較
本府の管理職員については、給料月額カット措置(2%減額)を実施中

ボーナス 職員の年間支給月数が民間を0.20月分上回っている。

| | 民間 | 職員 | 備考 |
|--------|-------|-------|--|
| 年間支給月数 | 3.95月 | 4.15月 | 職員の年間支給月数と民間の昨年8月から本年7月までの1年間の支給月数とを比較 |

2 給与改定の内容

(改定の考え方)

管理職員の給料月額カット措置は、厳しい財政状況等を考慮してなされた臨時的なものであり、やむを得ないと認められることから、この措置がないものとした場合の職員の給与水準と民間の給与水準との均衡を図ることを基本に対応

月例給

民間との給与較差の大きさ等を考慮し、人事院勧告(40歳台以上を対象に引下げ)に準じて給料表を改定(平均改定率 0.1% 医療職給料表(1)は改定なし)

給与構造改革(平成18年4月実施)による給料表水準の引下げ(平均5.8%)に伴う経過措置額についても人事院勧告に準じて引下げ

ボーナス(期末・勤勉手当)

民間事業所における年間支給月数との均衡を図るため、年間0.20月分引下げ

期末・勤勉手当 年間支給月数 4.15月分 3.95月分

実施時期

条例公布日の属する月の翌月の初日(条例公布日が月の初日のときは、その日)

3 その他の課題等

< 時間外勤務手当 >

民間企業の状況及び人事院勧告を踏まえ、日曜日又はこれに相当する日の勤務を月60時間の時間外勤務時間の積算基礎に含めることが必要

(平成23年4月実施)

< 教員の手当 >

義務教育等教員特別手当

支給月額の上限額を3,700円引下げを報告

義務教育等教員特別手当は、教員の人材確保を目的として、給料表の級号給に応じて支給するもの(人材確保法)

< その他 >

- ・ 人事院勧告に準じ、給与構造改革に伴いこれまで抑制してきた昇給を若年・中堅層(43歳未満の職員)を対象に1号給回復措置(平成23年4月実施)
- ・ 持家に係る住居手当を平成23年度において廃止することを報告

給与以外の勤務条件等に関する報告

1 職員の勤務条件等

総実勤務時間の短縮を更に進めながら、心身の健康を保持増進し、仕事と生活の調和を図ることができる環境整備が必要

(1) 総実勤務時間の短縮

- ・ 全職員が、総実勤務時間の短縮を共通の課題・目標として常に認識し、主体的かつ一体となった取組が重要（適正な勤務時間管理と業務管理、年次休暇の計画的取得等）

(2) 健康の保持増進

- ・ 職員自らが心身の健康づくりに努めるとともに、管理職員が健康管理の責任者として取組を率先して実践するなど、全職員が一体となって継続的かつ積極的に取り組むことが重要

(3) 仕事と育児・介護等の両立

- ・ 育児・介護等への参画についての理解を一層深めるとともに、実際の利用状況等を把握・検証しながら更に必要な対応について検討が必要

(4) 非常勤職員の勤務条件

- ・ 今後も非常勤職員の職務の実態を十分に踏まえながら、その適切な処遇の確保に引き続き努めていくことが必要

2 人事管理

(1) 人材の確保・育成

- ・ 職員の年齢構成等を踏まえた長期的な視点に立った計画的な採用の実施及び採用後の職員が能力を伸ばしていけるような育成システムの整備等が必要
- ・ 引き続き、女性職員の積極的な登用が必要

(2) 高齢期の雇用問題

- ・ 年金支給開始年齢の引上げに伴い、国家公務員の定年年齢を段階的に65歳まで延長するための諸課題についての国の検討状況を注視しつつ、適切に検討を進めることが必要

(3) 公務員制度改革

- ・ 職員の能力・意欲の向上と組織の活性化につながる人事評価制度を早期に確立することが必要
- ・ 国における労働基本権の在り方の検討状況を注視しながら、引き続き、調査・研究が必要

(参 考)

給与改定の内訳

| 項目 | | 内 容 | 金 額 |
|---------|--|--------------------------|------|
| 月例給与 | 給料表等 | 人事院勧告に準じて改定 | 452円 |
| | はね返り | 給料月額等を算定基礎とするため影響を受ける手当分 | 34円 |
| | 計 | 改定率： 0.12% | 486円 |
| 期末・勤勉手当 | 期末・勤勉手当を0.20月分引下げ（年間支給月数4.15月分 3.95月分） | | |

（注）金額は、管理職員の給料月額カット措置がないものとした場合の額を基に算出

年間給与の変動

年間給与が減少に転じた平成11年以降、平成19年を除き、年間給与が減少又は据置きとなる状況が続いており、平成10年と比べて大きな減少

| モデル年間給与例 | 年間給与額 | | | 増 減 | |
|----------|--------------------------------|---------|---------|---------|----------------------|
| | 〔係長（40歳） 京都市内勤務 配偶者・子2人〕 | H 10 | 7,263千円 | H 21 | 5,993千円 |
| H 22 | | | | 5,836千円 | 1,427千円減 (19.6%減) |

（注）平成22年は、今回の勧告どおり改定した場合の給与額

モデル給与例（行政職）

| 職務段階 | 年齢 (級) | 扶養親族 | 勧告前 | | 勧告後 | | 年間給与 額の差 |
|-----------|-------------------------------|------------|--------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | | | 月 額 | 年間給与 | 月 額 | 年間給与 | |
| 係 員 | 25歳 (1級) | なし | 円 208,844 | 千円 3,360 | 円 208,844 | 千円 3,319 | 千円 41 |
| | 30歳 (2級) | 配偶者 | 262,363 | 4,202 | 262,363 | 4,151 | 51 |
| 主 任 | 35歳 (3級) | 配偶者 子1人 | 319,261 | 5,169 | 319,261 | 5,104 | 65 |
| 係 長 | 40歳 (3級) | 配偶者 子2人 | 365,477 | 5,911 | 365,477 | 5,836 | 75 |
| 課長補佐 | 45歳 (4級) | 配偶者 子2人 | 423,247 | 6,934 | 422,920 | 6,837 | 97 |
| 課 長 | 52歳 (6級) | 配偶者 子2人 | 556,341 | 8,918 | 555,806 | 8,799 | 119 |
| 次 長 | 55歳 (8級) | 配偶者 子1人 | 657,750 | 10,900 | 656,894 | 10,737 | 163 |
| 部 長 | 56歳 (9級) | 配偶者 | 711,129 | 11,756 | 710,273 | 11,583 | 173 |
| 行政職 平均 | 年 齢 44.9歳 経験年数 23.4年 | | 409,748 | 6,682 | 409,264 | 6,587 | 95 |

(注) 職務段階別モデル給与例は、大卒上級採用者を例に、給料(管理職員2%カット)、扶養手当、地域手当(9%)、管理職手当を基礎に算出

人事委員会勧告の状況

| | 月例給与 | | 期末・勤勉手当の改定 | 備考 |
|--------|-------|--------------------------------|------------|---|
| | 公民較差 | 改定 | | |
| 平成11年度 | 0.26% | 給料表改定 | 0.30月 | <p style="text-align: center;">< 年間給与で初の減少 ></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">管理職手当カット措置</div> |
| 平成12年度 | 0.10% | 扶養手当改定 | 0.20月 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">全職員昇給延伸措置</div> |
| 平成13年度 | 0.03% | 一時金による精算 | 0.05月 | |
| 平成14年度 | 1.97% | 給料表マイナス改定、扶養手当改定(配偶者マイナス、子プラス) | 0.05月 | |
| 平成15年度 | 1.08% | 給料表、扶養手当マイナス改定 | 0.25月 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">全職員給与カット措置</div> |
| 平成16年度 | 0.01% | | | 寒冷地手当廃止(17年度～) |
| 平成17年度 | 0.37% | 給料表、扶養手当マイナス改定 | 0.05月 | 給与構造改革(18年度～) 給料 5.8%(現給保障あり) 地域手当 1.2% |
| 平成18年度 | 0.01% | | | |
| 平成19年度 | 0.13% | 給料表、扶養手当改定 | 0.05月 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">管理職員給与カット措置</div> |
| 平成20年度 | 0.02% | | | |
| 平成21年度 | 0.26% | 給料表、住居手当マイナス改定 | 0.35月 | |
| 平成22年度 | 0.12% | 給料表マイナス改定 | 0.20月 | 地域手当 0.8% |